

上昇気流

2025年 夏号 Vol.67



(有)タックス・プランニング
谷 税 理 士 法 人

〒617-0006 京都府向日市上植野町切ノ口20-5
TEL(075)921-3754 FAX(075)933-0196
HP : <https://www.tax-plan.jp/>
E-Mail : tanizeirishi@tax-plan.sakura.ne.jp

***** 目 次 *****

- P1~4 税務関係
- P5 相続関係
- P6 顧問先紹介
新入社員歓迎会&紹介
- P7 キャッシュレス納付のご案内

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整の対応として「基礎控除」や「給与所得税控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

源泉徴収義務者の負担にも考慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用されます。

基礎控除の見直し

合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。物価動向を勘案し最高48万円から**10万円(20%程度)引き上げて最高58万円**にしたうえで、低～中所得者の税負担に考慮し、**所得階層ごとに最高37万円の控除額の上乗せ**を行います。合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額(注3))	基礎控除額		改正前
	改正後(注1)		
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円(注2)		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円(注2)	58万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円(注2)		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円(注2)		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

- (注) 1.改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
2.特定支出控除の適用がある場合には、表の金額と異なります。
3.58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は居住者についてのみ適用があります。

給与所得控除の見直し

給与所得控除について、**最低保証額を55万円から65万円に10万円引き上げ**られました。

給与の収入金額190万円超の給与所得控除に改正はありません。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円



一緒にうれしい
On Your Side

みなさまのすぐとなりに
京都中央信用金庫があります。

京都中央信用金庫

<p>長岡支店</p> <p>イズミヤ長岡店前 ☎(954)3121 FAX(955)8196</p>	<p>今里支店</p> <p>今里4丁目16番地1号 ☎(955)5001 FAX(955)5074</p>
<p>東向日支店</p> <p>阪急東向日駅前西入ル北側 ☎(922)7101 FAX(932)8990</p>	<p>向日町支店</p>

京都信用金庫アプリ

てのひら京信

お金の管理・各種手続も
オンライン相談も

詳しくはこちら




☎SOU・SOU

コミュニティ・バンク京信

桂川支店 TEL934-0011	滝ノ町支店 TEL955-7022
長岡支店 TEL951-6161	東向日支店 TEL922-0575

「コミュニティ・バンク京信」は、京都信用金庫のブランドネームです。

特定親族特別控除の創設、扶養親族等の所得要件の改正

特定親族特別控除の創設

19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円に相当）までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けられ、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みが導入されます。

（国税庁より）

特定親族の合計所得金額 （収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注) ）	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下（123万円超 150万円以下）	63万円
85万円超 90万円以下（150万円超 155万円以下）	61万円
90万円超 95万円以下（155万円超 160万円以下）	51万円
95万円超 100万円以下（160万円超 165万円以下）	41万円
100万円超 105万円以下（165万円超 170万円以下）	31万円
105万円超 110万円以下（170万円超 175万円以下）	21万円
110万円超 115万円以下（175万円超 180万円以下）	11万円
115万円超 120万円以下（180万円超 185万円以下）	6万円
120万円超 123万円以下（185万円超 188万円以下）	3万円

（注）特定支出控除の適用がある場合には、表の金額と異なります。

扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。基礎控除と同額の48万円（給与収入103万円に相当）を、基礎控除の引き上げを踏まえ、**58万円（給与収入123万円に相当）**とします。

（国税庁より）

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) （収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2) ）	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 （123万円以下）	48万円以下 （103万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 （123万円超 201万5,999円以下）	48万円超 133万円以下 （103万円超 201万5,999円以下）
勤労学生	85万円以下 （150万円以下）	75万円以下 （130万円以下）

（注）1. 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。
2. 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額と異なります。

令和7年の源泉徴収事務における留意事項

基礎控除や給与所得控除の見直しにより令和8年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について改正が行われました。

令和7年分の源泉徴収における取扱いは以下のとおりになります。

給 与

令和7年11月までの源泉徴収事務に変更は生じません。令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます）

令和7年12月の支払いの際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の一定の基礎控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行います。

令和7年分の所得税について、改正により扶養親族の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除の適用を受けようとする場合及び特定親族特別控除の適用とする場合は確定申告をする必要があります。

退職所得控除の調整規定等の見直し

改正のポイント

- ①退職所得控除額の計算に係る勤続年数の重複排除について、その者が退職手当等の支払いを受けた年以前**10年以内**（改正前は5年以内）に確定拠出年金に係る老齢一時金を受給している場合には重複排除の対象とされます。
- ②確定拠出年金に係る老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間が**10年**（改正前は7年）となりました。
- ③退職手当等の支払をする者は、**退職手当等の支払いを受けるすべての居住者**（改正前は退職手当等の支払をする法人の役員である居住者）に係る退職所得の源泉徴収票を税務署に提出しなければいけません。

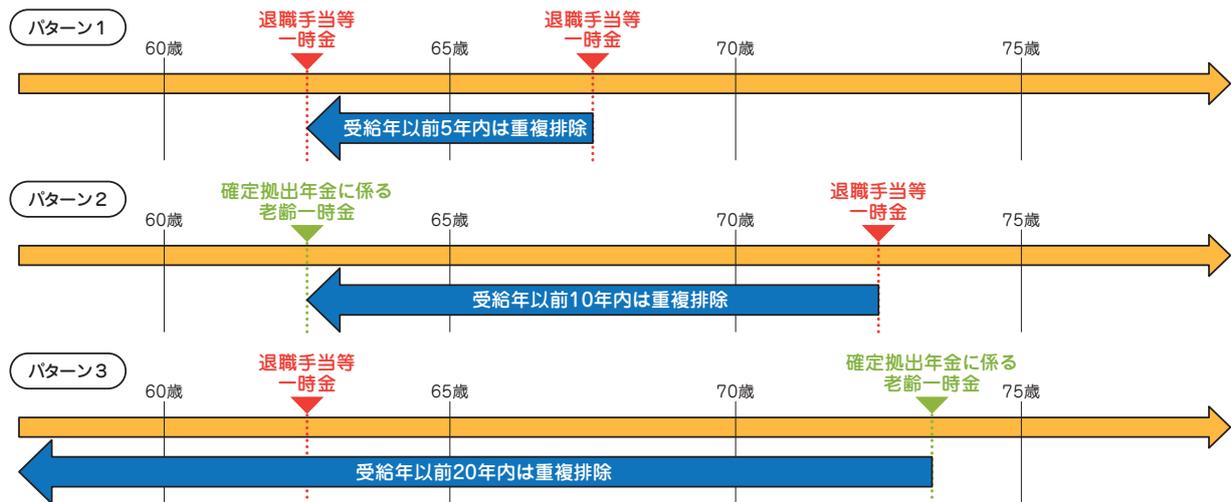
趣旨・背景

従来の場合、退職手当等の支払いを受けた年以前5年以内に確定拠出年金に係る老齢一時金を受給した場合には、退職所得控除の計算上、勤続年数の重複を排除して計算を行うこととなっていました。定年の引き上げ等により、先に確定拠出年金に係る老齢一時金を受給し5年以上経過後に退職手当を受け取り、勤続年数の重複排除が適用されず、退職所得控除を満額利用できるケースが増加しました。その為、課税の公平性の観点から、**重複排除に係る調整期間が5年から10年に延長**となりました。

また、先に退職手当等の支払いを受けた場合については変わらず以後20年間、確定拠出年金に係る老齢一時金を受給した場合、重複排除の対象となります。

適用時期

令和8年1月1日以後から適用されます。



京都の事業承継 (M&A) はストライクにお任せください

経営者の皆様

こんなお悩みはございませんか？

自社単独での成長に
限界を感じている

最も負担の少ない形で
承継を完了させたい

人材不足を解消したい

永続的に成長できる
企業を作りたい



そのお悩みの解決策に

M&Aを検討してみませんか？

ストライクのM&Aサービスは
マッチングするまで無料
ご利用いただけます。

- 着手金
- 月額報酬
- 企業価値算定費用

ご検討段階の
お手紙等は
すべて無料

¥0



M&Aに、「信頼」を。

ストライク



相談無料
秘密厳守

ストライク京都イノベーションオフィスにご相談ください。

京都オフィス TEL

担当：奥村花

075-286-0101 070-3160-6776

HPIはこちら！



賃上げ促進税制繰越控除制度の導入

改正のポイント

税額控除限度額がその事業年度の法人税額(個人の場合は調整前事業所得税額)の20パーセント相当額を超えるために、その事業年度において税額控除限度額の全部を控除しきれなかった場合には、その**控除しきれなかった金額について5年間の繰越が認められます**。ただし、その控除しきれなかった金額を控除する事業年度において、その法人または個人事業主の^(※1)雇用者給与等支給額がその^(※2)比較雇用者給与等支給額を超えることの要件を満たす必要があります。

(※1) 雇用者給与等支給額 … 法人の各事業年度(個人の場合はその年)の所得の金額の計算上損金の額(個人の場合は必要経費)に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額のこと

(※2) 比較雇用者給与等支給額 … 前事業年度における雇用者給与等支給額のこと

賃上げ促進税制とは

賃上げ促進税制とは、前年度より給与等支給額を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。中小企業者又は個人事業主の場合、雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合がある一定の条件を満たすごとに給与等支給額の増加額の10%~最大45%を税額控除できます。また、中堅企業・大企業の場合は^(※3)継続雇用者給与等支給額からその^(※4)継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合がある一定の条件を満たすごとに給与等支給額の増加額の10%~最大35%を税額控除できます。

(※3) 継続雇用者給与等支給額 … 法人の各事業年度およびその各事業年度開始の日の前日を含む事業年度の期間内の各月のその法人の給与等の支給を受けた国内雇用者に対するその事業年度の給与等の支給額のこと

(※4) 継続雇用者比較給与等支給額 … 法人の継続雇用者に対する前事業年度の給与等の支給額のこと

繰越控除の適用要件

- ① 青色申告書を提出する中小企業者等又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主であること。
- ② 繰越税額控除限度超過額が発生した事業年度以後の各事業年度の確定申告書に"繰越税額控除限度超過額の明細書"の添付があること。
※翌事業年度に繰越税額控除制度の適用を受けない場合でもその事業年度に"繰越税額控除限度超過額の明細書"を添付する必要があります。
- ③ 適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に"繰越税額控除制度の適用の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類"の添付があること。

適用時期

令和6年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

経費精算をワンストップで。



ICSデジタルクリップ
powered by 日本ICS

顧問先の経費精算における紙の申請書や領収書のやりとりを簡単にデジタル化!

申請者 承認者 経理担当

申請 承認 経費精算 データ連携

「財務処理 dbj」もしくは「経理上手くんα」でデータを連携!

日本ICS
TIS INTEC Group

京都営業所
〒600-8023 京都市下京区河原町通松原上ル二丁目富永町 338
京阪四条河原町ビル 9F
TEL 075-371-6315

国土工営は、相続・資産対策をサポートいたします。

KOKUDO NEWS 相続に「安心設計」を

1. 不動産を活用した相続対策
2. 貸宅地問題の解決
3. 一般不動産の仲介業務
4. その他資産対策

お気軽にご相談下さい。

私たちは相続を通じて、お客様の安心と幸せを実現します。

株式会社 国土工営 関西支店 <https://www.kokudokouei.co.jp/>
〒604-8141 京都市中京区蛸薬師通り東洞院東入ル泉正寺町328番地 西川ビル3階
TEL: 075-212-2801 FAX: 075-212-2802



デジタル遺産の管理について

デジタル遺産の管理は、現代における重要な課題となっています。適切に準備を行うことで、遺族に対する負担を軽減し、資産の安全性を確保することができます。定期的に見直しと更新を行い、最新の状態に保つことも重要です。本コラムでは、デジタル遺産の管理を円滑に進めるために必要なステップを具体的な手順とともにご紹介します。

そもそもデジタル遺産って何？

インターネットやデジタル技術を介して取得・保有するすべての資産を指します。デジタル機器に保存されたデジタルデータ・オンラインのデータやアカウントが含まれるとされています。例えば、以下のようなものがデジタル遺産とされています。

オフラインのデジタルデータ	パソコン・スマートフォンなどの機器内のデジタルデータ
デジタルコンテンツ	SNS、メール、クラウドストレージ、ショッピングサイトなど
オンラインアカウント	写真、動画、音楽、電子書籍
仮想通貨	ビットコイン、イーサリアムなど
デジタル資産	ドメイン名、ブログ、ウェブサイトの運営権



デジタル遺産管理のステップ

STEP 1. 資産のリストアップ

すべてのデジタル資産をリスト化します。どのアカウントにどのような資産があるのか、アクセス方法・ログイン情報を含めて記載します。

STEP 2. 利用規約等の確認

アカウントの相続の可否・データの開示・引渡請求の可否などについて、利用規約の内容等を検討する必要があります。例えば、GoogleやFacebookは死後のアカウント管理に関する特定の手続きを提供しています。また、利用規約によっては死後に利用できなくなってしまう可能性もありますので、生前に対処しておく必要があります。

STEP 3. ログイン情報の管理

各アカウントのログイン情報（ユーザー名、パスワード、二段階認証情報など）を安全な場所に保管します。スマホやパソコンへのログイン情報を保管しておくだけでもよいかもしれませんが、亡くなった後に信頼できる家族や弁護士に分かるようにしておきましょう。

STEP 4. 法的手続きの確認

死後事務委任契約や、遺言を作成するなどして、死後のデジタル遺産の取扱いを伝えることができる場合があります。

デジタル遺産の管理の重要性

デジタル遺産は物理的な資産と異なり、目に見えず、アクセス方法も複雑です。そのため、全体像をつかむことが難しく、適切に管理しないと、遺族がアクセスできずに相続できない可能性があります。デジタル資産には金銭的価値や個人情報が含まれるため、管理を怠ると不正利用のリスクもあります。

無料相談実施中!!

様々な専門家がありますが、聞きにくいことは全て私たちが代わりに承ります。

まずはお気軽に
ご相談ください

相続 **TANI** ナビ

 **0120-927-578**

【受付】 9:00~17:00 / 【相談】 9:00~18:00

谷税理士法人/有限会社タックス・プランニング

お客様紹介

買取大吉

河原町 丸太町店

いつも買取大吉 河原町丸太町店をご利用頂き、誠に有難うございます。

当店は、金・プラチナ等のアクセサリ・貴金属・宝石・ダイヤモンド・ジュエリーやブランド品・時計等は特に自信を持っております。

業界最多の豊富な買取品目で、切手や金券・テレカ・古銭・記念コイン・メダル・骨董品・中国切手・真珠・毛皮・カメラ・小型家電から楽器等、多くのお品物の高価買取を実現しており、他店ではお値段の付かなかったものでも、《一点一点丁寧に無料で査定》します！不要になったものや使わなくなってしまったものなど、お持ち頂ければどんなものでも、誠心誠意、丁寧に調べします。

ぜひ高価買取、査定無料の買取大吉 河原町丸太町店までお気軽にお持ちください！

住 所 京都市上京区河原町通丸太町下る伊勢屋町412番地 シェモア河原町

T E L 0120-07-0815

営業時間 10:00~19:00

定休日 年中無休(臨時休業を除く)

H P <https://www.kaitori-daikichi.jp/store/kawaramachi-marutamachi/>



4月24日
新入社員歓迎会を
まちバルSUBACOで
開催しました。

新入社員歓迎会

おいしいお料理と
楽しいゲームで盛り上がり、
親睦を深めました！



新入社員紹介

川本 千晶 Kawamoto Chiaki

趣 味

競馬・掃除

マイブーム

納豆の食べ比べ

メッセージ

1日でも早く皆様のお役に立てるよう、日々成長していければと思います。よろしくお願いたします。

今挑戦してみたいこと

チョコレート検定

好きな言葉

テンションは高く、腰は低く



キャッシュレス納付に 切り替えませんか？



キャッシュレス納付のメリット3つ！

- ◆ 自宅やオフィスから簡単納付！
- ◆ PCやスマホで簡単手続き！
- ◆ 現金の準備が不要！



ダイレクト納付

【納付方法】

e-TaxやeL-Taxより事前に届出をした預貯金口座から、口座引き落としによる簡単納付

【事前準備】

e-Tax利用開始届出書・ダイレクト納付利用届出書の提出

振替納税

【納付方法】

預貯金口座からの自動引き落としによる簡単納付

【事前準備】

口座振替依頼書の提出(初回のみ)

インターネットバンキング等

【納付方法】

インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付

【事前準備】

インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出

クレジットカード納付

【納付方法】

お手持ちのクレジットカードを利用して納付
※納付税額に応じた決済手数料がかかります

【事前準備】

クレジットカードの準備

利用開始の届出や納付の手順など詳しくは担当者までお問合せ下さい！

今日と未来を、つなぐ。

変化が激しく、新しい価値観が生まれる時代。
今日という、一日一日を大切に。
その積み重ねが、未来へとつながっていく。
日本生命は今を生きるすべての人たちの
トータルパートナーとして
これからも社会に向き合い続け、ともに歩んでいきます。



NISSAY

日本生命

2021-1495G, 総合企画部